

第2期

あかし教育プラン

(明石市教育振興基本計画)

(案)

平成28年 月

明石市

～ 目次 ～

第1章 計画策定にあたって

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 現状と課題

- 1 第1期 あかし教育プランのふりかえり・・・・・・・・ 4
- 2 子どもたちを取り巻く社会の現状を踏まえた本市の課題・・ 9

第3章 基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第4章 今後5年間に取り組む基本的な方策

- 1 確かな学力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 豊かな心の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 健やかな体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 安全・安心の学習環境・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 5 一人ひとりに応じた教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 6 教職員の資質・指導力の向上・・・・・・・・・・・・ 19
- 7 子ども・家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 8 地域・家庭・学校の連携・・・・・・・・・・・・ 20
- 9 社会情勢の変化への対応・・・・・・・・・・・・ 22

第5章 計画の推進のために

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

資料編

1	計画策定の経過	28
2	明石市教育振興基本計画検討委員会設置要綱	28
3	明石市教育振興基本計画検討委員会委員名簿	30
4	計画策定過程への市民参画状況	30
5	用語解説	30

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

国において、平成18年12月に施行された、新しい教育基本法（平成18年法律第120号。以下「教育基本法」という。）により、教育行政における国や地方公共団体の役割分担や責務が示され、同法第17条の規定に基づき、国には、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体は、国の計画を参考に、当該地域の実情に応じた基本計画の策定に努めることとされています。

これにより、国では平成20年7月に「教育振興基本計画」が、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」が策定され、兵庫県でも、平成21年6月に「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が、平成26年3月に「第2期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が5年ごとに策定されています。

明石市においても、平成23年3月に、「あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」を策定し、「地域ぐるみで人を育てる」を基本理念に、教育施策の推進に取り組み、平成27年度末で5年間の計画期間の終了を迎えました。

この間、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが一層進展する社会情勢のもと、教育委員会制度改革をはじめ、道徳の教科化、外国語教育の充実、小中一貫教育の制度化など、教育を取り巻く環境も大きく変化しており、これら新たな教育課題にも的確に対応していくため、「第2期 あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」（以下「教育プラン」という。）を策定しました。

〈教育基本法〉

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置づけ

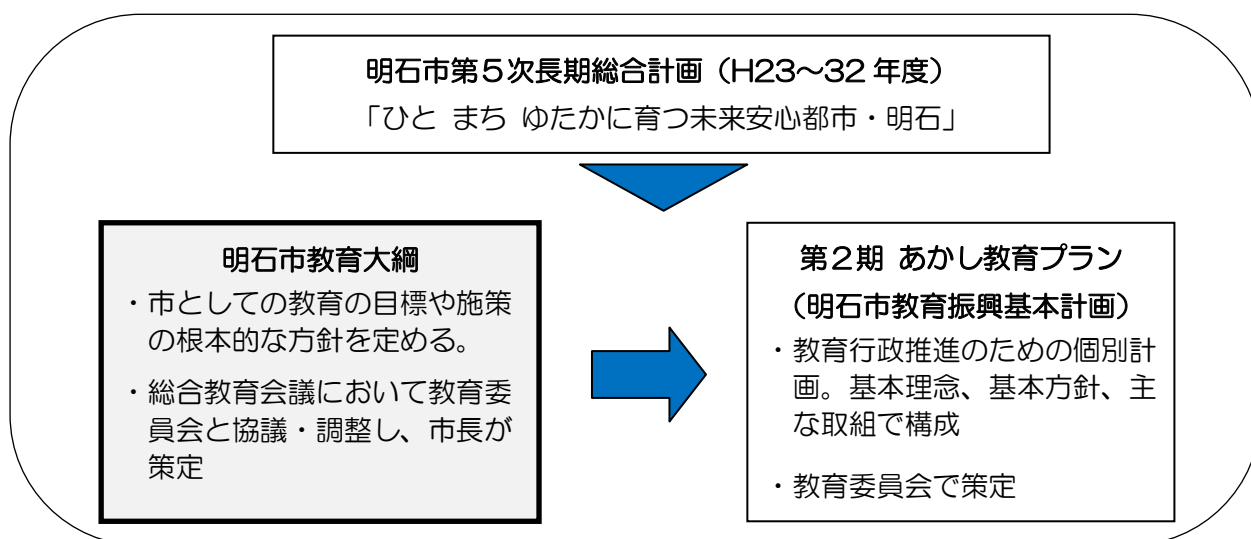
教育プランは、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、本市における教育行政推進の基本となるものであり、特に0～18歳の子どもを対象として、教育施策の基本理念、基本方針及び基本的な方策を示すものであり、「明石市第5次長期総合計画」に基づく教育分野の個別計画として位置づけられるものでもあります。

また、平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、首長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。本市でも、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整の上、「明石市教育大綱」を定めており、この大綱の基本目標や基本方針を踏まえ、教育プランを策定しています。

なお、生涯に渡っての学習やスポーツの振興に関する分野については、教育プランとは別に、「明石市生涯学習ビジョン」や「明石市スポーツ振興計画」等に基づき、施策の推進を図ることとしています。

3 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
国	法改正		教育振興基本計画					第2期教育振興基本計画							
県			ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画)					第2期ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画)							
明石市						あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画)					第2期 あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画)				
				明石市生涯学習ビジョン											
				明石市スポーツ振興計画											

4 策定体制

学識経験者、学校及び保育関係者、保護者、地域関係者、公募市民など11名の委員で構成する「明石市教育振興基本計画検討委員会」で議論を行った上で、教育プランの計画案を作成しました。

その後、計画案について市議会への報告及び市民意見の公募等を行い、これらを踏まえ、平成28年3月に教育委員会において教育プランとして計画を策定しました。(予定)

第2章 現状と課題

1 第1期 あかし教育プランのふりかえり

平成 23～27 年度の「第1期 あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」においては、「地域ぐるみで人を育てる～ふるさと明石に愛着と誇りを持つ人を育てる～」を基本理念に、「たくましく未来を拓き、夢を持って生きる人づくり」と「人のきずなを深め、明るく活力ある地域づくり」を基本方針として、以下のような取組を進めてきました。

また、各年度の取組については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」等を実施し進行管理を行うことで、概ね順調に進捗しています。

（1）学校園・保育所での教育の充実 （生きる力を育む学校教育の充実）

子どもたちの学びと育ちを円滑に連続させるために、平成 20 年度より中学校区ごとに校区 UNIT 会議を設置し、各校区で特色ある教育活動を推進しました。特に平成 25 年度から、「校区 UNIT 活用研究校区」として二見中学校区を指定し、平成 27 年 11 月に研究発表会を開催し、その成果や課題を発表しました。

学校教育においては、「確かな学力」育成のため、小学校 1～4 年生では 35 人学級を実施し、きめ細やかな指導を推進したほか、5 年生からはスタートフォロワー教員の配置を行い、指導の充実を図りました。また、全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、放課後や土曜日の学習を支援する「学力向上推進事業」を拡充しています。

体験教育・環境教育については、「わくわくオーケストラ教室」、「地域に学ぶトライやる・ウィーク」、「環境体験事業」、「自然学校推進事業」などを実施しました。「地域に学ぶトライやる・ウィーク」は事業が定着する一方で、希望に応じた受け入れ先の確保が課題になっています。

体力づくりの面では、本市小・中学生の体力・運動能力が、「新体力テスト」の結果では全国平均値を下回る傾向が続いていることから、「あかしっ子元気・体力アップ推進事業」を実施しました。

（幼保の連携強化と就学前教育の充実）

幼稚園と保育所の交流保育を推進し、保育所待機児童減少のために、幼稚園の余裕教室を利用して保育所の分園の運営を行いました。今後も幼稚園と保育所とのさらなる連携が求められています。

就学前教育の充実を図るため、保育研究を進め、教職員の資質・指導力向上に努めました。認定こども園の開設など、保育環境の変化が予想されるため、幼保共通カリキュラムを活用するなど就学前教育のさらなる充実を図っていく必要があります。

（教職員としての資質と実践的指導力の向上）

教職員としての資質や実践的指導力の向上を図るため、本市の教育課題や教職員のライフステージに応じた各種研修講座を行いました。今後も、多様化する教育課題や現場のニーズを的確に把握し、効果的で効率的な研修体系を構築する必要があります。

（安全・安心で質の高い教育環境の整備）

安全・安心な教育環境の整備と充実を図るため、計画的に学校施設・設備の改修などを行いました。これからも必要な機能の向上や、効率的な維持管理に取り組んでいく必要があります。

ICTを活用した教育のための環境の整備として、教育用PC、実物投影機、プロジェクター、電子黒板、大型テレビを整備したほか、すべての小・中・特別支援学校にタブレット端末を導入しました。今後とも、ICTを効果的に活用し、子どもたちの確かな学力を育成するため、学校での運用に適した計画的な環境の整備が必要となります。

学校の安全対策として、警備員の配置などを行ってきました。防犯カメラの設置等、より効果的で効率的な、学校の安全対策を推進していく必要があります。

（２）時代の要請に応じた教育の推進

（コミュニケーション能力の系統的・継続的な育成）

「明石市第2次子どもの読書活動推進計画」（平成23～27年度）に基づき、本に親しむ環境の整備、読書意欲を高める事業や図書を活用した教育活動など、子どもの読書活動を推進し、「ことばの力」を育成するため、すべての小・中・特別支援学校における文部科学省の「学校図書館図書標準」の達成や書架等の整備のほか、全小学校図書館への空調設備の設置などを行いました。今後とも、子どもの読書意欲の一層の向上を図るため、ブックリスト（推薦図書リスト）の改訂や啓発イベントの効果的な開催等を検討していく必要があります。

すべての小・中・特別支援学校を対象に外国人講師を配置したほか、「明石市小学校外国語活動指導の手引き」や、外国語活動教材「Hi, friends!」を活用した学習を進めました。小学校では中学年での外国語活動導入や高学年での教科化、中学校では英語での授業を基本とすること等が、国の方向性として示されていることから、小・中学校間の一層の連携とともに、教員の英語指導力向上のための教員研修の充実を図っていく必要があります。

（食に関する指導の充実）

健康について自ら考える姿勢や意欲の育成を図るため、学校給食や食育の取組を進めました。今後は学校給食の一層の充実に向けて、積極的に地元産食材を取り入れるほか、中学校給食の円滑な実施に向けた取組が課題となっています。

(手厚い支援が必要な子どもへの教育の推進)

特別な教育的支援を要する幼児児童生徒が在籍する学校に臨床心理士や言語聴覚士などを派遣し、巡回指導を実施しました。また、小・中学校の通常学級に在籍するLD、ADHD など特別な教育的支援を要する児童生徒のための特別支援教育指導員を配置したほか、介助が必要な幼児児童生徒のための介助員を配置しました。特別な支援や介助を要する子どもは増加傾向にあり、インクルーシブ教育システムの構築を推進するため、すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることが課題となっています。

障害のある子どもに対する就学・就園相談や、臨床心理士や社会福祉士の資格を有する職員による教育相談活動や訪問支援活動のほか、教育や心の専門家による相談活動を行いました。また、スクールカウンセラーや生徒指導相談員を学校へ配置しました。児童生徒の状況は複雑化・多様化しており、適切に対応していくことが求められています。

不登校予防のための早期対応システム「ストップ不登校あかし」の推進や、適応教室による不登校の児童生徒の再登校支援を充実させました。中学生の不登校出現率は低下してきているものの、依然として全国平均を上回っています。

就学困難な児童生徒の支援として、就学援助や、高校生等への奨学金の貸与を行いました。外国人の児童生徒等に対する支援として、多文化共生ボランティアや日本語指導協力者を派遣しました。今後、児童生徒の様々な状況等に応じて、その学びを支援していくことが求められています。

(3) 地域、学校園・保育所及び家庭の連携と協力

(共に生きる心を育てる取り組みの推進)

児童虐待・子どもの非行防止のため、児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）の推進や、家庭児童相談室への臨床心理士の配置などを行いました。早期把握・早期対応のため、関係機関との一層の連携を図っていく必要があります。

「いじめは絶対に許されない」という意識の定着を図るため、いじめの未然防止に向けた啓発活動を実施したほか、学校だけでは対応が困難な事案の解決を図るため、支援事例対応チームを設置しました。

生徒指導上の諸問題に関しては、専門的な見立てや福祉をはじめとした関係機関との連携が必要とされる事案が増加しています。表面化しにくいインターネット等によるいじめへの対応が今日的な課題となっています。

道徳教育については、学習指導要領の一部改正を受け、「特別の教科道徳」の導入に向けて「考える道徳」、「議論する道徳」について研究を進めていく必要があります。

(地域における教育力の再生)

地域に開かれた安全な学校づくりのひとつとして、地域の人々に学校での子どもたち

の様子を見て、理解や親しみを深めてもらえるよう、すべての学校においてオープンスクールを実施しました。

「放課後子ども教室」を実施し、地域における放課後等の子どもの居場所づくりを推進したほか、学校応援ボランティアによる小・中・特別支援学校での学校教育活動に対する支援等を実施しました。今後、事業内容の充実とともに、実施校区の拡大を図っていく必要があります。

子どもの安全を守る活動として、「スクールガード」、「おれんじキャップ」、「こども110番の家」、「わんわんパトロール」、「子ども安全の日運動」等を推進しました。スクールガード等のボランティアが高齢化・固定化しているため、後継者の育成が課題となっています。

青少年の健全育成のため、明石市青少年補導委員や地区青少年愛護協議会の活動支援を実施しました。非行の低年齢化や、サイバー空間における非行の対応が課題となっています。

（子育て家庭を支援する取り組みの推進）

平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度における基準に基づき、「放課後児童クラブ事業」を実施しています。また、年々増加する入所希望者に対応するため、余裕教室の活用等により施設整備を進めています。今後、各運営団体とも連携しながら、子どもや保護者のニーズに対応できるよう、将来に渡って放課後児童健全育成事業の適切かつ安定的な推進を図っていく必要があります。

（4）生涯学習社会づくりの推進

（生涯学習環境の整備と成果の活用）

市立図書館及び西部図書館において貸出冊数が増加したほか、定例や季節毎のイベント等を実施し、多くの参加者がありました。みなくる（子ども図書館）では、啓発イベントや講座等の開催、季節に応じた絵本の展示等を実施しました。また、明石駅前南地区再開発ビル内に整備予定のあかし市民図書館の開設に向けた準備に取り組むとともに、その後の活用についての検討を進めています。

少年自然の家においては、小学校を対象とした野外体験活動を実施しました。

天文科学館では、児童生徒を対象とした「学習投影」や就学前の子どもを対象とした「たなばたアワー」のほか、出前講座などを実施しました。文化博物館では、学校での教材として活用できる内容の周知や発信を行い、学校との連携を推進したほか、「くらしのうつりかわり展」を実施し、小学校の社会科学習教材として活用しました。

あかねが丘学園では、学園の授業のほか、クラブ活動や地域活動グループにおいても小学校、幼稚園、保育所と、親子で参加できる様々な形の交流を実施しています。

(体力づくりと生涯スポーツの振興)

「明石市スポーツ振興計画」に基づき、中間年度である平成 27 年度までに取り組む具体的な事業を体系的にまとめた行動プログラムを平成 23 年度に策定しました。

青少年の心身ともに健全な成長を促すため、各中学校区クラブ振興会による事業の実施など、各中学校区の少年クラブ活動を育成しました。また、スポーツクラブ 21 を中心とした地域でのスポーツ活動の活性化のため、地域ごとの市民のニーズに応じたスポーツイベントや教室を支援しました。

(ふるさと明石に対する理解促進)

市内にある文化財の概要を記した文化財マップや冊子を作成するとともに、マップを用いた市内文化財巡りを実施し、文化財への理解を促進しました。

明石城武家屋敷跡等発掘調査等を実施したほか、発掘調査報告書の作成や展示等調査成果の公開を行いました。また、小学生等を対象とする「勾玉作り」等の体験事業や、文化博物館での「発掘された明石の歴史展」等を開催しました。

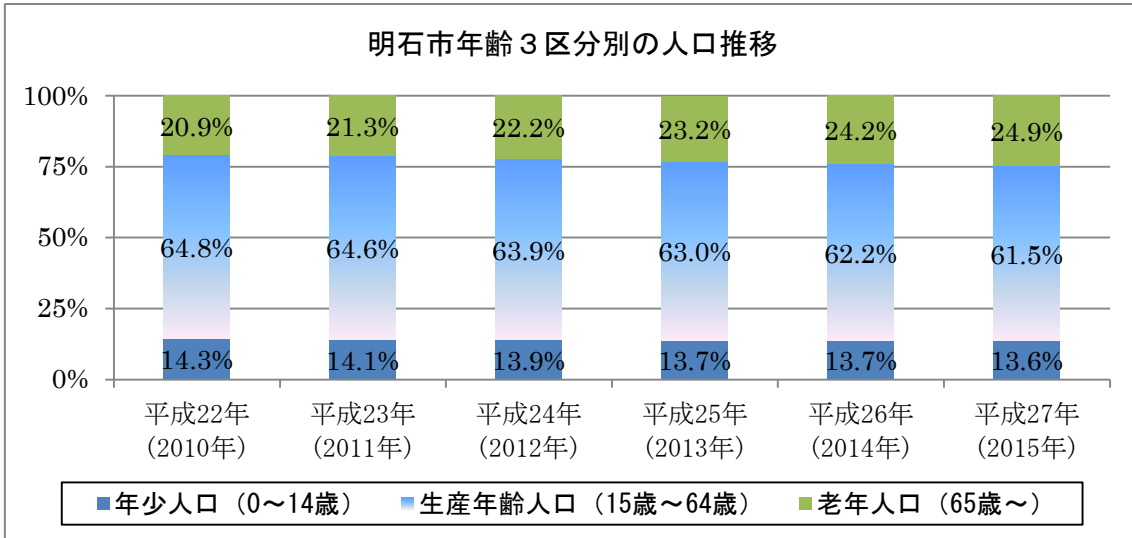
新版小学校社会科副読本「わたしたちの明石」は、小学校社会科担当者会を中心として内容を見直し、資料等を充実させることで、指導方法の研究を進めました。

ふるさと明石の良さや恵みに触れる活動として、社会科、生活科及び特別活動に位置付けた学習活動を全小学校で実施しました。

2 子どもたちを取り巻く社会の現状を踏まえた本市の課題

(1) 少子高齢化社会への対応

日本の総人口が長期的な人口減少過程に入っている中、本市の人口は平成22年から平成27年にかけて微増しています。しかし、その内訳として、老年人口(65歳～)は増加していますが、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は減少しており、少子高齢化が進んでいます。



※住民基本台帳より

今後、子どもたちの良好な教育環境を将来に渡って確保するため、学校規模の適正化の取組が大きな課題となってきます。

また、高齢者の豊富な経験や知識・技能を、子どもたちに伝承するなど、地域の人材や資源を活用することで、地域の教育力を高め、子どもたちの健やかな育ちを支えていくことが大切になっています。

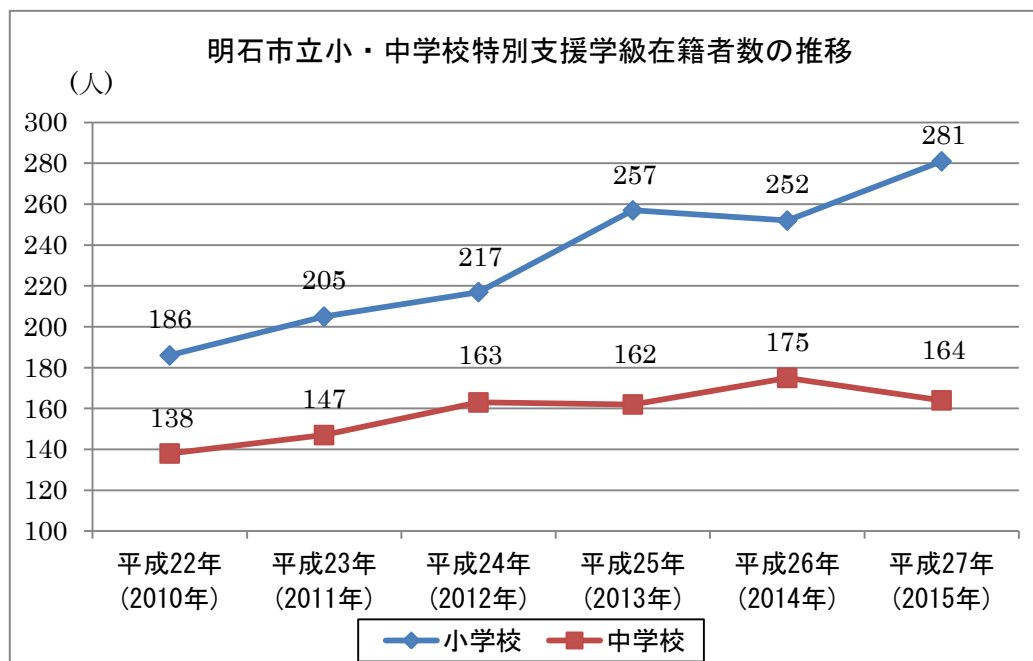
(2) 多様性社会への対応

人々の価値観は多様化しており、集団よりも個を重視する傾向が見受けられます。これにより、従来になかった新たな価値観が生まれ、それらが地域づくりに活かされる一方で、これまで培ってきた地域のつながりの希薄化、マナーやモラルの低下などが危惧されています。

このような社会においては、子どもたちがそれぞれの違いを認め合い、尊重する心を培うことが重要となります。そのため、学校、家庭、地域や各関係機関が連携し、子どもたちが心身とも健やかに成長できるよう、社会全体で見守っていくことが大切です。

(3) 子ども・家庭への支援

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒など、本市においても、適切な支援を必要とする子どもたちが増えています。



こういった子どもたちが、適切な支援や指導が受けられるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育を行う必要があります。

経済格差の拡大は依然として大きな社会問題となっており、経済的理由により就学困難な子どもたちへの支援を行うことで、すべての子どもが均等に教育を受けることができるように、一層の支援が必要となっています。

女性の社会進出が進み、共働き世帯が増え続けている現状があります。このようなことから、幼稚園、保育所(園)、認定こども園においては、待機児童の解消はもちろん、0～2歳児まで含めた質の高い幼児教育や、家庭・地域と連携した子育て支援等、さまざまな役割が求められます。

(4) グローバル化及び高度情報化への対応

現代社会では、様々な局面において、人々は国や地域の境界を超え緊密に結び付けられており、グローバル化の波が子どもたちの周りにも押し寄せています。

国際社会に生きる日本人としての自覚や誇りを持つとともに、コミュニケーション能力や国際理解を深め、グローバル社会を生き抜くための力を育むことが大切になっています。

また、ICTの発展により、インターネットは大人から子どもまで誰もが簡単に触れる

ことができるツールとなっています。しかし、それに伴って SNS(ソーシャルネットワークサービス)を利用した、いじめの問題など新たな課題も生まれています。

子どもたちが ICT を正しく理解し、正しく使えるよう、ICT の授業等への活用にあたっては、基礎的な使い方だけでなく情報モラル等もあわせて系統的に指導していくことが大切です。

(5) 国の教育改革への対応

多様化・複雑化する教育課題を受けて、国においては様々な教育改革が行われています。平成 27 年 4 月には、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。その改正内容として、教育長と教育委員長を一本化する新教育長の設置、総合教育会議の設置、首長による大綱の策定等が定められています。

本市においても平成 27 年 10 月、教育長と教育委員長を一本化した新教育長が就任しました。

その他にも、国では、小・中学校における道徳の教科化、外国語教育の一層の充実、小中一貫教育の制度化、選挙権年齢の引き下げに伴う主権者教育の推進等の動きがあります。また、兵庫県においては、公立高等学校の学区が再編され、中学生の進路選択の幅が広がる一方で、より適切な進路指導等を実施するため、きめ細やかな対応が必要となっています。

このような制度改正に加え、今後 5 年間ににおいても、様々な教育改革が予想されることから、これらの大きな局面において、柔軟にかつ適切に対応していくことが必要となります。

第3章 基本的な考え方

「第2章 現状と課題」及び新たに市長が定めた「明石市教育大綱」の内容を踏まえ、この計画における基本理念・基本方針は次のとおりとします。

1 基本理念

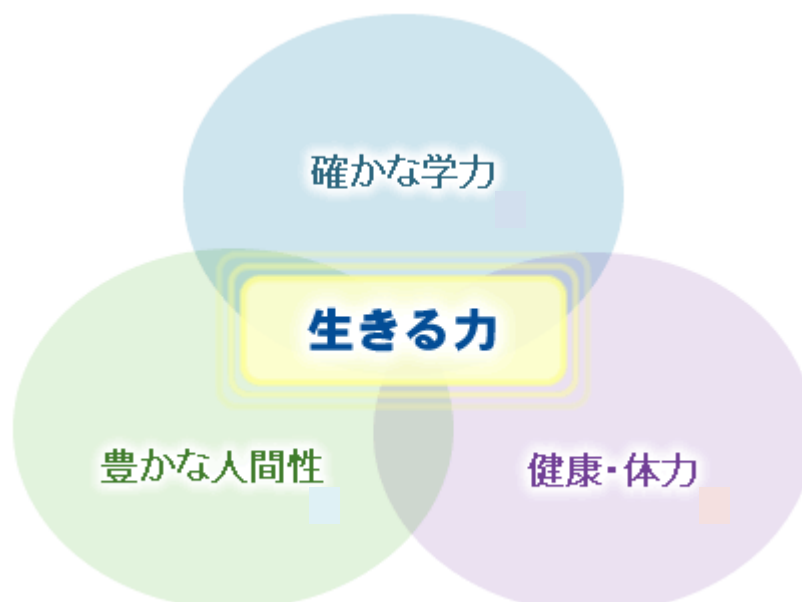
ふるさと明石から未来にはばたく子どもを育てる
～たくましく心豊かな人づくり～

本市では、すべての子どもたちが生涯を通じて自らを磨き、高め、「ふるさと明石に愛着と誇り」を持って夢を実現していくことができるよう、学校や地域、家庭と一体となって、子どもたちの育ちを支える取組を進めてきました。

この間、少子高齢化やグローバル化、高度情報化の一層の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、このような変動の大きな社会においては、子どもたちがたくましく「生きる力」をいっそう養うことが求められています。

今後の5年間においても、子どもの一人ひとりの個性や能力を尊重しながら、その夢や目標に向かってたくましく心豊かに生きていけるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、いわゆる知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をはぐくみ、「明石市教育大綱」の基本目標である「ふるさと明石から未来にはばたく」子どもを育てることを目指した取組を進めていきます。

参考 学習指導要領における「生きる力」とは



※文部科学省より

2 基本方針

基本理念を実現するため、3つの基本方針を定め、それぞれの方針に基づき、方策を講じていきます。

(1) 一人ひとりに応じたきめ細やかな教育の充実

すべての子どもたちが、その多様な個性や能力を最大限に発揮し、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を受けられるよう、きめ細やかな教育を行います。

(2) 子どもが安心して学べる質の高い教育環境の実現

すべての子どもたちが、置かれている環境にかかわらず、安心して学び、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくむことができるよう、質の高い教育環境の整備・充実を図ります。

(3) 地域ぐるみで子どもの健やかな育ちを支える活動の推進

すべての子どもたちが、地域での温かい交流を通じて、「ふるさと明石」に愛着と誇りを持って育つよう、地域、家庭、学校が互いに連携・協力して、地域ぐるみで子どもたちの健全な育成を支える活動を推進します。

※「明石市教育大綱」においては、教育プランの3つの基本方針に加え「生涯を通じて学び、その成果を生かすことができる環境の充実」を基本方針として定めていますが、生涯に渡っての学習やスポーツの振興に関する分野については、教育プランとは別に、「明石市生涯学習ビジョン」や「明石市スポーツ振興計画」等に基づき、施策の推進を図ることとしています。

第4章 今後5年間に取り組む基本的な方策

3つの基本方針に対して、9つの基本的な方策を掲げ、今後5年間に於いて主に以下の項目に取り組んでいきます。

1 確かな学力の育成

子どもたちが、基礎的な知識・技能だけでなく、それを活用する思考力・判断力・表現力、主体的に学ぶ意欲を培えるよう、発達段階に応じた取組を進めます。

(ことばの力の育成 -読む・聞く・書く・話す-)

国語をはじめとする全ての教科等で、言語活動を重視した指導を充実させます。特に、教科の特質に応じた調査、レポートの作成、説明・発表及び論述等の学習活動を促進します。

また、授業における「見通しと振り返り」、「さまざまな学習形態による意見交流」、「考えて書く」ことを、全教科・全学年で大切に扱うことを推進していきます。

さらに、幼児期は、相手の言葉を聞こうとする態度やことばを使って表現する意欲を育てることが重要であるため、幼児の話に積極的に耳を傾けたり、ことばの使い方を具体的に知らせたりするなどの育成を図ります。

(校種を超えて連携した教育の推進)

中学校区内の就学前施設、小・中・特別支援学校及び高等学校が校種を超えて連携し、情報交換や共同研修等を行うために設置されている校区 UNIT 会議をさらに発展させることで、校区の子どもたちを共通の視点で見守り、「育ち」の接続を図るとともに、子どもたちの実態に応じた教育活動を推進し、学習内容や方法について連携を深め、「学び」の接続を図ります。

さらに、就学前の教育・保育についても、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の枠組みを超えて連携を図っていく必要があることから、近隣の幼稚園・保育所等において、子どもや教職員が交流し、互いの保育内容や生活の仕方について学び合う機会をもちます。

(就学前教育の充実)

就学前施設において、明石市就学前教育・保育共通カリキュラムを活用し、子どもたちの学びの基礎を育成するため、就学前教育・保育の質を高めていきます。

また、教育ニーズの変化に的確に対応できるようカリキュラムを検証し、見直しを行います。

幼稚園においては、今後、中学校区ごとに1園ずつ認定こども園に移行していくことで、3歳から教育を受けることができる環境を整備していきます。

（学習意欲の向上）

地域の人材を活用し、放課後に中学生対象の「数学・英語応援団」、土曜日等に小学生対象の「わくわく地域未来塾」を実施するなど、子どもたちの学習意欲を高め、基礎基本の定着を図ります。

（ICTの活用）

各学校に配置した ICT 機器の効果的な活用を進めるため、子どもの発達段階に応じてコンピュータやその他のソフトウェアの基礎的な使い方、情報モラル等を系統的に指導し、情報活用能力を育成します。また、タブレット端末を活用し、協働的な学びを充実させ、児童生徒の思考力・判断力・表現力の向上を図ります。

2 豊かな心の育成

子どもたちが命や人権を尊重し、共に生きる心を大切にするとともに、豊かな人間性や感性、道徳性等を養うことができるよう、取組を進めます。

（人権教育の推進）

子どもが豊かな人権感覚を身につけることができるよう、各学校では人権教育の全体計画及び年間計画を作成するとともに、授業内容の工夫改善を図る研究を推進し、人権教育の一層の充実を図ります。

教職員や保護者・地域住民など、子どもに関わるすべての大人たちが、あらゆる人権課題について「ひとごと」ではなく「わがこと」としてとらえ、正しい知識、人権感覚を子どもたちに身につけさせることができるよう、あらゆる場において人権教育及び啓発を進めます。

（道徳教育の推進）

「特別の教科 道徳」の導入（小学校：平成 30 年度、中学校：平成 31 年度）に向け、道徳教育の研究を進めます。

「兵庫版 道徳教育副読本」（兵庫県教育委員会作成）を効果的に活用した授業づくりを推進します。

体験活動を道徳的実践の場と位置付け、一層の充実を図るとともに、「特別の教科 道徳」の導入に向けた各学校の全体計画及び年間指導計画を整備していきます。

（体験学習の充実）

体育大会や音楽会、文化祭等の学校行事に加え、「心の教育」の実践の場として、中学校 2 年生が、地域の良さやふるさとの恵みに触れ、地域の中で生徒の主体性を尊重し

たさまざまな社会体験活動「トライやる・ウィーク」に取り組みます。

小学校3年生の「環境体験事業」や小学校5年生の「自然学校推進事業」を通して、学校として繋がりのある「小学校体験活動事業」に取り組みます。

児童虐待の早期防止にもつながるよう、次代の親育成として、中高校生等を対象に、命の尊さやいとおしさ、家族の大切さについて理解が深められる講座や事業を実施します。

(子どもの読書活動の推進)

子どもの読書活動は、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高めるなど、内面を豊かにし、生きる力をはぐくむとともに、「読み・書き・話す」ための表現力や理解力など、学力の育成にもつながるといった多様な効果があることから、一層の推進を図るため、教育プランに基づく方策を、新たな子どもの読書活動推進計画に位置付け、総合的かつ体系的に取組を進めていきます。

家庭や地域に対しては、幼少期から子どもが本に親しめる環境づくりや保護者への啓発、ボランティア活動の支援などの取組を推進します。

学校においては、就学前教育における読み聞かせ等の支援や、小・中学校等の図書室の機能充実、図書を活用した教育活動の促進などの取組を推進します。

あかし市民図書館や西部図書館においては、図書等の充実とともに、子どもや保護者を対象とした啓発事業並びに学校図書館支援に取り組みます。

子どもたちの読書意欲の向上を図るため、広く市民を対象とした啓発イベントの開催や広報活動等を実施します。

3 健やかな体の育成

子どもたちが健康で安全な生活を送るための能力・態度・習慣を培えるよう、体力向上、健康教育の推進に向けて取組を進めます。

(子どもの体力づくり)

子どもたちが体育やスポーツに親しみ、活動できるよう、体育科教育の充実や教職員の指導力の向上に取り組みます。

児童生徒の体力及び運動能力の向上を図るため、全ての小・中学校での「新体力テスト」によって実態を把握し、発達段階に応じた適切な指導を行います。

また、幼児期においては、子どもたちが様々な体の動きを獲得し基礎体力を身につけられるよう、思い切り体を動かすような保育活動を行います。

（「食」に関する教育の推進）

地域・家庭・学校が連携して、次代を担う子どもの食環境の改善に努め、発達段階に応じて、子どもたちが食に関する正しい知識、望ましい食習慣及び食に関する実践力を培う取組を進めます。そのため、食育の全体指導計画を作成し、教育・保育活動全体の中に食育を位置づけ、子どもたちや地域の実態に応じた目標を明確にします。

給食においては、地場産物を使用したり、地域の郷土食や行事食を提供するなど給食を生きた教材として活用することで、食育の充実を図ります。また、中学校給食を実施し、給食の一層の充実に取り組みます。

4 安全・安心の学習環境

すべての子どもたちの健やかな成長を促すため、安全に安心して学ぶことができるよう、良好な教育環境を整備するための取組を進めます。

（いじめ対策の推進）

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、学校を支援する取組を充実するとともに、児童生徒や保護者に対する相談支援を充実させる取組を行います。

また、ネットトラブルやネットいじめに対応するため、市内の児童生徒の自治的活動によるルールづくりを支援し、保護者、児童生徒、教員に対し、時代に即応した研修会を実施します。

（不登校対策の推進）

不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けた学校の取組をさらに充実させるため、研修等を通して教職員の資質の向上を図ります。

不登校に関する児童生徒や保護者等からの相談にきめ細やかに対応するため、スクールカウンセラーや中学校生徒指導相談員を配置するとともに、不登校児童生徒の再登校支援のため、明石市適応教室「もくせい教室」の運営のさらなる充実を図ります。

（教育相談の充実）

教育相談員及び精神科医や臨床心理士、社会福祉士等の専門家による子どもや保護者等に対する相談支援のさらなる充実を図っていきます。最近の傾向として、不登校、しつけ・子育て、親子関係に関する相談が大半を占めていることから、特に保護者支援に力を入れるとともに、いじめや不登校、非行、問題行動等の未然防止、早期解決のため、学校や関係機関等との連携を一層密にしていきます。

また、障害のある幼児児童生徒が、安心して生活や学習ができる適切な場を専門的な立場から判断し、保護者に支援・助言をしていくための相談の機会を設けます。

(学習機会の保障)

経済的な理由のために就学が困難となる小中学生に対し、学用品費、学校給食費や校外活動費など、教育費の一部を援助する「就学援助制度」を実施します。

また、経済的な理由のために修学困難な高校生等に対し、「高校生等奨学金貸与制度」により学資の貸与を行うほか、給付型の創設を含む制度全体の見直しを進めます。

(学校施設の整備)

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす場所であり、学習の場であることから、空調設備やエレベータの設置など、良好で快適な学習環境の整備に取り組みます。少子化を受け、小・中学校の規模の適正化についてもさらなる検討を進めます。

地震等の災害時には地域の避難所にもなることから、老朽化による施設・設備の不具合を解消し、安全で利便性の高い施設整備を進めます。

子どもたちの学習への興味を高め、より分かりやすく時代に合った授業を実現するとともに、教職員の校務の効率化を図るため、学習環境の充実として、ICT 機器の整備に取り組みます。

5 一人ひとりに応じた教育

子どもたちが個性や能力に応じてより適切な指導や支援を受けられるよう、取組を進めます。

(少人数教育の推進)

子どもたちが、それぞれの個性や能力に応じた指導や支援を受けられるよう、特にきめ細やかな教育が必要となる小学校1年生について学級編制の標準を小集団とする等、更なる少人数教育の推進に取り組みます。

(特別支援教育の推進)

発達障害を含む障害のある子どもたちが、集団の中でよりよく生活し、個に応じたより適切な指導やきめ細やかな支援を受けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、専門指導員の巡回指導、通級指導、介助員及び特別支援教育指導員の配置のほか、関係機関と連携した取組を推進していきます。

また、明石養護学校にセンター的機能の役割を持たせ、特別支援教育に関する教員への相談支援、障害のある幼児児童生徒への指導支援、福祉、医療、労働等の関係機関との連絡調整など明石市の特別支援教育の拠点としての機能充実に努めます。

6 教職員の資質・指導力の向上

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた適切な指導を行うことができるよう、教職員の専門性を高め、資質や指導力の向上を図る取組を進めます。

（研修・研究の充実と実践力の向上）

教育研究所機能の充実を図り、教職員の経験に応じた研修会や各種研究講座を実施するとともに、今日的教育課題に対応できるような研究指定を行い、その成果を他校と共有する等の取組を行うことで、教職員の専門性や実践的指導力を高めます。

また、学びの基礎を培う幼児期の教育に対する専門性を高めるために、保育実践研究、公開保育等を行います。

（若手教職員の育成）

若手教職員が増えている中、初任者研修講座、2年目研修講座、3年目研修講座、あかし若手教師塾等を実施し、若手教職員の育成を図ります。

また、初任者、初めて臨時講師をする者を対象にした学校訪問を行い、対象者の様子を確認するとともに、必要に応じて個別指導を行います。

7 子ども・家庭への支援

家庭は、子どもたちが人格を形成する最も基本的な場です。地域ぐるみで子どもの育ちや子育てする家庭を支える取組を進めます。

（基本的生活習慣の確立）

健康な生活リズムや基本的生活習慣を身につけることで、自立の基礎を培えるよう、幼児が主体的に体を動かして遊べる環境づくりや、家庭と連携を密にして実情に応じた指導を行います。

家庭とも連携して、「早寝・早起き・朝ごはん」運動等を推進し、規則正しい睡眠と食事から、健やかな体をはぐくむ取組を進めます。

（子育て支援の推進）

「子育て支援センター」を地域における子育て支援の拠点として、子育て中の親子が自由に集い、交流できる場を提供するとともに、子育て世代に対する各種講座の開催や情報提供を行います。

子育てに関する相談を行うことで、子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、喜びを感じながら子育てができるよう支援を行います。

各幼稚園区の保護者が自主運営し、遊びや体験学習等を行う子育て学習室事業を開設し、家庭や地域の子育て力と教育力の向上を図ります。

未就園の子どもやその保護者に対しては、オープンスクールや園庭開放を行い、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の生活を知る機会を設けるとともに、就園や発達等の子育て相談も適宜受け付けていきます。

（放課後の子どもの居場所づくり）

全小学校において「放課後児童クラブ事業」を実施し、安定的な事業運営と児童への育成内容の質の向上に取り組み、入所する児童の心身ともに健やかな育成に取り組みます。

余裕教室の活用等による児童クラブ室の拡充を行うことにより、入所希望児童の増加に対応します。

保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう民間事業者等の活用を図ります。

また、地域住民等の参画を得て、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう「放課後子ども教室」等の取組を推進します。

（子どもの虐待・非行の防止）

子どもの非行や問題行動等を未然に防止するため、地域における補導活動や啓発活動、環境浄化活動をさらに充実させていきます。

昨今家庭に起因する問題行動が増加傾向にあることから、スクールソーシャルワーカーの専門性を活用する等、特に保護者に対する相談支援に力を入れるとともに、子どもたちの健全育成に対する保護者意識の向上を図ります。

また、学校、地域、関係機関で構成する要保護児童対策協議会（こどもすこやかネット）により、子どもの虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るなど、子どもの健全育成に向けた施策を総合的に推進していきます。

8 地域・家庭・学校の連携

平成 31 年に明石市制施行 100 年及び明石城築城 400 年を迎えることを踏まえ、子どもたちが、一層「ふるさと明石」に対する理解や愛着を深め、心豊かに育つことができるよう、地域・家庭・学校がそれぞれの役割を担い、連携した取組を進めます。

（子どもの安全対策の推進）

すべての子どもたちの健やかな成長を促す場として、元気で楽しく活動し、安全にかつ安心して学ぶことができる教育環境づくりを推進するため、学校における安全教育や安全管理に取り組みます。

子どもたち自身が、自分の命や体を守るための知識や力を身につけられるよう安全教育を推進します。

学校における安全体制の確立とともに、教職員の安全意識や技能の向上に努めます。警備員の配置や防犯カメラの設置等の施設面を含めた安全対策を進めます。

「スクールガード」や「おれんじキャップ」など、地域ぐるみで子どもの安全を見守る活動の一層の推進に取り組みます。

（ふるさと教育の推進）

明石市制施行100年及び明石城築城400年を記念した行事への子どもたちの参加等を推進し、ふるさと明石の歴史や伝統文化への理解と愛着を深めます。

住んでいる地域の産業や暮らしを守る諸活動への理解促進のため、社会見学や校外学習等で充実した体験活動を行えるよう、小学校社会科副読本「わたしたちの明石」の内容の見直しや指導方法の研究等を進めます。「トライやる・ウィーク」では、中学校2年生の生徒が、地域の良さやふるさとの恵みに触れられるよう、社会体験活動を推進します。

明石商業高等学校においては、「ふるさと明石」への理解と愛着を深めることを目的として、全生徒に対してホームルーム活動を通じて「明石学講座」を実施するとともに、地域行事や地域のボランティア活動等に積極的に参加し、人々との交流を通じて地域の一員であること自覚させ、地域の人々との繋がりを深める取組を進めます。

人生の原体験を得る幼児期には、地域の自然や文化に触れる機会を多くもち、愛着をもつことができるような行事を開催します。

（防災教育の推進）

防災教育の年間指導計画に防災教育副読本等の活用を位置付け、各教科や体験活動等を通して、災害から自らの生命を守るため主体的に行動する力及び発達段階に応じて、地域の一員としての自覚を持って行動しようとする態度を育成します。

また、地域の災害特性、近年の津波や大雨の被害等、想定外の災害の発生も見据え、緊急時に子どもたちが主体的に行動できるよう、地域と連携した実践的な防災訓練や避難訓練に取り組んでいきます。

（開かれた学校づくり）

学校の日常的な活動について、保護者や地域住民の理解を得るため、授業や部活動等の教育活動を一定期間公開するオープンスクールや園庭開放を実施します。

明石商業高等学校においてはこれまで蓄積してきた商業科としての技術やノウハウを活かし、市民が参加できる取組を行います。

また、地域住民を、ゲストティーチャーとして招聘したり、学校行事に招待する等、

地域住民と学校教育の目標を共有化し、協働した取組を進め、地域全体で学校教育を支える開かれた学校づくりを推進します。

9 社会情勢の変化への対応

教育を取り巻く社会情勢が大きく変化するなか、子どもたちが、自立し、夢や目標に向かって、たくましく心豊かに育つことができるよう、取組を進めます。

(グローバル化に対応した教育の推進)

子どもたちがグローバル化した社会を生き抜けるよう、国境を越えて人々と交流・協働するための英語等の語学力・コミュニケーション能力、異文化に対する理解、日本人としての自己同一性（アイデンティティ）等を培っていきます。

明石商業高等学校においては、海外修学旅行（国際会計科）を通じて異文化に直接触れる機会を設けたり、留学生の受け入れを通じて、国や文化の異なる人々に自分の意見を伝え、積極的にコミュニケーションしようとする態度と語学力を育成します。

また、多文化共生サポーター派遣事業（兵庫県）と連携し、外国人の児童生徒とその保護者に対して支援を行います。また、日本語指導が必要な外国人の園児、児童生徒とその保護者に対し、「多文化共生ボランティア」や「日本語指導協力者」を派遣し、日本語の習得や子どもたちの進学や就労を支援します。

(キャリア教育の充実)

就学前施設、小・中学校の連携を図りながら、キャリア教育で期待される基礎的・汎用的能力を構成する「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」の育成に取り組みます。

明石商業高等学校においては、子どもたちの主体的な進路選択を支援するため、特別活動や授業等において、地域の人々や関係機関と連携しながら社会体験の機会を設け、人や社会と自分との関わりを認識させることにより、自立した社会人としての能力を育成します。さらに、進路指導室の資料の拡充や就業先の新規開拓、大学等の情報収集に努め、生徒や保護者に適切な情報提供を行うなど、個に応じたガイダンス機能の充実を図ります。

(環境教育の推進)

児童生徒に対し、ゴミ問題などの身近な問題から、地球温暖化などの地球規模の問題まで幅広く関心を持たせる取組を行い、環境と社会との関わりについて、発達段階に応じて理解を深められるよう指導を進めます。

また、幼児期においては、自然の不思議さ、畏敬の念、生命を大切にしようとする気

持ちを育む豊かな環境づくりに取り組み、身近な事象や動植物とのかかわりを深める取組を進めます。

(主権者教育の推進)

公職選挙法改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることに対応し、国や社会の問題を自己の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動する主権者となる意欲や態度を育成します。社会科・公民科における指導に加え、総合的な学習の時間や特別活動等における指導の充実を図ります。

「第4章 今後5年間に取り組む基本的な方策」に係る体系図



第5章 計画の推進のために

1 計画の進行管理

教育プランに基づく具体的な取組（事業）については、社会情勢や財政状況など、教育行政を取り巻く環境や課題の変化に柔軟かつ適切な対応ができるよう、毎年度に「アクションプラン（実行計画）」を策定し、その推進を図ります。

「アクションプラン」に定める具体的な取組の進捗状況については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」等を実施し、計画の進行管理を行います。

2 成果目標

教育プランを着実に推進し、基本理念「ふるさと明石から未来にはばたく子どもを育てる ～たくましく心豊かな人づくり～」を実現するためには、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をはぐくむことが重要です。

そこで、教育プランの推進を通して、子どもたちにどのように成長してもらいたいのかを示す成果目標を「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」のそれぞれについて設定します。

（1）子どもたちの基礎的学力の向上（確かな学力の育成）

指標：すべての教科に関する調査【全国学力・学習状況調査】

※参考（平成26年度）

		国語A	国語B	算数・数学A	算数・数学B
小学6年生 正答率	明石市平均	71.5%	54.6%	78.2%	59.1%
	兵庫県平均	72.9%	54.6%	77.7%	58.4%
	全国平均	72.9%	55.5%	78.1%	58.2%
中学3年生 正答率	明石市平均	82.2%	53.1%	71.4%	64.4%
	兵庫県平均	79.9%	51.1%	69.6%	61.3%
	全国平均	79.4%	51.0%	67.4%	59.8%

（2）子どもたちの自尊感情の向上と他者を思いやる心の育成（豊かな心の育成）

指標：質問紙調査（「自分にはよいところがあると思う」「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」）【全国学力・学習状況調査】

※参考（平成 26 年度）

（自分にはよいところがあると思う）		当てはまる	どちらかといえば、当てはまる	どちらかといえば、当てはまらない	当てはまらない
小学校 6 年生	明石市平均	38.4%	41.7%	13.9%	5.7%
	兵庫県平均	35.8%	41.0%	16.1%	7.0%
	全国平均	35.0%	41.1%	16.7%	7.0%
中学校 3 年生	明石市平均	25.6%	44.9%	21.3%	8.1%
	兵庫県平均	23.7%	42.6%	24.0%	9.6%
	全国平均	24.3%	42.8%	23.3%	9.4%

（人の気持ちが分かる人間になりたいと思う）		当てはまる	どちらかといえば、当てはまる	どちらかといえば、当てはまらない	当てはまらない
小学校 6 年生	明石市平均	75.0%	19.1%	4.4%	1.3%
	兵庫県平均	74.2%	20.0%	4.1%	1.7%
	全国平均	74.1%	20.3%	4.0%	1.6%
中学校 3 年生	明石市平均	78.0%	17.1%	3.2%	1.6%
	兵庫県平均	78.5%	16.8%	2.9%	1.7%
	全国平均	77.8%	17.5%	3.0%	1.6%

（3）子どもたちの体力や運動能力の向上（健やかな体の育成）

指標：すべての実技に関する調査【新体力テスト】

※参考（平成 26 年度）

		小学 6 年生 男子	小学 6 年生 女子	中学 3 年生 男子	中学 3 年生 女子
握力 (kg)	明石市平均	18.53	18.62	32.92	24.46
	兵庫県平均	18.94	18.78	34.79	25.31
	全国平均	20.04	19.74	35.70	25.48
上体おこし (回)	明石市平均	20.06	18.06	29.75	24.60
	兵庫県平均	21.65	19.22	30.58	24.13
	全国平均	21.69	20.01	30.78	24.60
長座体前屈 (cm)	明石市平均	35.05	39.53	43.83	46.40
	兵庫県平均	34.80	38.93	45.51	46.09
	全国平均	34.08	39.69	47.90	47.46

		小学6年生 男子	小学6年生 女子	中学3年生 男子	中学3年生 女子
反復横跳び (点)	明石市平均	43.51	40.63	52.80	45.69
	兵庫県平均	45.37	42.16	54.88	46.92
	全国平均	45.79	43.02	55.64	47.18
持久走(秒)	明石市平均			392.30	291.90
	兵庫県平均			365.28	286.63
	全国平均			360.79	283.89
20mシャトルラ ン(回)	明石市平均	59.42	42.92	93.32	59.97
	兵庫県平均	63.83	49.18	100.65	64.07
	全国平均	62.62	48.95	96.84	62.43
50m走(秒)	明石市平均	8.98	9.42	7.71	8.82
	兵庫県平均	8.79	9.13	7.54	8.72
	全国平均	8.90	9.12	7.44	8.60
立ち幅跳び (cm)	明石市平均	162.86	152.09	203.12	166.31
	兵庫県平均	165.94	155.93	209.93	171.87
	全国平均	163.72	155.20	214.56	174.04
ソフトボール 投げ(m)	明石市平均	27.33	17.45		
	兵庫県平均	29.21	16.96		
	全国平均	28.41	16.85		
ハンドボール 投げ(m)	明石市平均			22.76	12.94
	兵庫県平均			23.81	14.36
	全国平均			24.76	14.70

(注) 兵庫県・全国平均は平成25年度の記録である。

1 計画策定の経過

年 月 日	項 目	内 容 等
平成 27 年 8 月 28 日	第 1 回検討委員会	・第 2 期 教育振興基本計画について ・教育プラン策定の方向性について
平成 27 年 10 月 27 日	第 2 回検討委員会	・基本理念・基本方針について ・教育プランにおける取組項目について
平成 27 年 11 月 18 日	定例教育委員会 (平成 27 年第 22 回)	・教育プランの策定状況について
平成 27 年 12 月 1 日	第 3 回検討委員会	・教育プラン素案について
平成 27 年 12 月 15 日	定例市議会 文教厚生常任委員会	・教育プランの策定状況について
平成 27 年 12 月 16 日 ～平成 28 年 1 月 15 日	意見公募手続 (パブリックコメント)	・教育プラン素案に対する意見募集
平成 28 年 2 月 5 日	定例教育委員会 (平成 28 年第 3 回)	・教育プラン意見公募結果について
平成 28 年 2 月 18 日	第 4 回検討委員会	・教育プラン最終案について
平成 28 年 3 月 2 日	定例教育委員会 (平成 28 年第 5 回)	・教育プランの策定
平成 28 年 3 月 日	定例市議会 文教厚生常任委員会	・計画策定の報告

2 明石市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、その基本的事項や内容等について検討するため、明石市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 基本計画の案の作成に関すること。
- (2) 基本計画の策定に係る調整に関すること。
- (3) 基本計画の策定に係る基礎資料の作成及び調査・研究に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、学校関係者、保育関係者、地域関係者、保護者代表、公募市民をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定に係る審議が終了するまでとする。

(委員長の職務等)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、検討委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を要請し、意見若しくは説明、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、明石市教育委員会事務局総務課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。

3 明石市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

	氏 名	役 職
委員長	廣岡 徹	兵庫教育大学教職大学院 非常勤講師
副委員長	大前 裕紀	市立江井島中学校長
委員	大野 裕己	兵庫教育大学大学院 准教授
委員	寺田 嗣也	市立二見小学校長
委員	山地 万寿美	市立谷八木幼稚園長
委員	伊藤 雅弘	市立明石商業高等学校長
委員	渡 千鶴子	市立谷八木小学校PTA会長
委員	藤本 庸文	王子校区連合自治会会長
委員	稲元 真理子	わかば保育園長
委員	河田 久美	公募市民
委員	滝川 由里	公募市民

4 計画策定過程への市民参画状況

意見公募手続（パブリックコメント）

実施期間 平成27年12月16日（水）～平成28年1月15日（金）

意見の提出状況 件数 9

意見数 25

5 用語解説

【あ行】

明石市第5次長期総合計画	P1	明石市のすべての行政計画の最上位に位置付けられた10年間のまちづくりの指針となる計画。平成23年3月策定。
明石市生涯学習ビジョン	P2	明石市第5次長期総合計画における個別計画のひとつ。生涯学習分野の基本方針となる計画。平成21年10月策定。
明石市スポーツ振興計画	P2	明石市第5次長期総合計画における個別計

明石市第2次子どもの読書活動推進計画	P5	画のひとつ。スポーツ推進施策に関する総合的かつ基本的な計画。平成23年2月策定。明石市における子どもの読書活動推進にあたっての基本方針を示す計画で、子どもが読書習慣を身に付け、本に親しむための取組方策を示している。
インクルーシブ教育システム	P6	障害者とその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶ仕組み
オープンスクール	P7	保護者だけでなく地域住民等にも、授業や行事等、学校の教育活動を公開している。
おれんじキャップ	P7	子どもの見守り活動を行っている方々が着用する帽子。見守り活動を行っていることを一目で認知できるとともに、不審者等の犯罪の抑止効果も兼ねる。
明石市青少年補導委員	P7	街頭補導や環境浄化活動等を通して、青少年の健全育成・非行防止に努めていただくべく、明石市より委嘱を受けている。
あかし市民図書館	P7	明石駅前再開発ビル内に移転される予定の明石市立図書館。
明石城武家屋敷跡等発掘調査	P8	江戸時代の武家屋敷跡等にて行われた発掘調査。これまでの武家屋敷跡の発掘調査において、当時の武家の暮らしぶりが見つかっている。数多くの遺構や遺物が見つかっている。
あかし若手教師塾	P19	臨時講師等も含めた若手教員の資質・指導力向上を目指した勤務時間外の自主研修。
園庭開放	P20	地域における子育てを支援するため、日や時間帯を設け園庭を開放すること。
明石学講座	P21	明石商業高等学校のホームルーム活動において、歴史、産業、特産品、暮らしについて理解を深める学習を行い、ふるさと意識の醸成を図る活動。

【か行】

校区 UNIT 会議	P4	子どもたちの学びと育ちをスムーズに連続させ、「生きる力」を育むことを目的に、幼稚園（就学前）、小・中学校、特別支援学校と校種を超え、共通した視点で子どもたちを見守り、育てるため、各中学校区ごとに設置された会議。各校区の実態に応じ、情報交換や共同研究、共同研修などの特色ある教育活動を推進している。
校区 UNIT 活用研究校区	P4	校区 UNIT を活用して「学び」と「育ち」の接続を図り、校種間連携の在り方について研究を深め、実践発表を行う。市教育委員会が研究校区として指定し、平成 27 年度は二見中学校区がこれまでの取組について研究発表を実施し、他校区に発信した。
環境体験事業	P4	全公立小学校 3 年生を対象とした兵庫県教育委員会の施策で、自然に対する畏敬の念、命の大切さ、命のつながり等を実感させるとともに、美しさに感動する豊かな心を育む体験型環境学習を実施している。
介助員	P6	特別支援学級に在籍し、支援を要する幼児児童生徒に対して、教育効果の向上及び安全確保の目的の下、適切な援助を行うために配置している。
家庭児童相談室	P6	子育て支援の一環として、子どもや家庭についての相談に応じるため、子育て支援課内に設置された相談室。
学校応援ボランティア	P7	学校の支援を行うため、教育委員会に登録しているボランティア。
こども 110 番の家	P7	子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、いざという時に駆け込める家や店舗。
子ども安全の日運動	P7	地域社会全体で子どもを守り育てる取組を推進していくため、毎月 15 日を子どもの安全を積極的に考え行動する日として設定している。
学習投影	P7	プラネタリウムの投影を子どもたちの学習

くらしのうつりかわり展	P7	用の内容にしたもの。 小学校3・4年生の社会科学習の一環となっている昭和のくらしをテーマにした展覧会。
各中学校クラブ振興会	P8	各中学校に設置され、子どもたちのクラブ活動の充実を図るために事業実施を行う団体。
心の教育	P15	子どもたちに命や人権を尊重し、共に生きる心や、豊かな人間性や感性、道徳性等を養うための教育。
公開保育	P19	他の学校園等の教職員に保育を公開することを通して、研究保育内容について情報を提供したり共有化したりする機会を設けること。
子育て支援センター	P19	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための子育て支援拠点施設。
環境浄化活動	P20	兵庫県青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、地域の諸団体の協力のもとに、地域環境の点検に努め、青少年に有害な環境を除去し健全な環境の維持に努める活動。
ゲストティーチャー	P21	指導者として特別に学校に招いた一般の人々。

【さ行】

自然学校推進事業	P4	全公立小学校5年生を対象とした兵庫県教育委員会の施策で、豊かな自然の中で、人とのふれあい、地域社会への理解を深めるなど、様々な活動に取り組むことを通して、心身ともに調和のとれた児童の育成を図っている。
スクールカウンセラー	P6	学校において心の相談に応じる専門家。
生徒指導相談員	P6	生徒指導に係る教育活動の補助を行うため、学校に配置している。

ストップ不登校あかし	P6	小・中・特別支援学校において不登校を未然に防ぐための明石市の早期対応システム。
児童健全育成支援システム(子どもすこやかネット)	P6	地域、関係機関及び関係団体が一体となって、子どもに対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止に向けた施策を総合的に推進するために設置された制度。
支援事例対応チーム	P6	個々の事案に対応し、子どもの健全な育成を図るため、指導主事、臨床心理士、社会福祉士、教員OB、弁護士等で適宜編成された組織。
スクールガード	P7	地域の方々のご理解とご協力によって全小学校区で組織されているボランティア。子どもの登下校時の見守り、あいさつ運動、校内の巡回等を行っている。
少年自然の家	P7	仲間の集団宿泊生活や野外活動を通して、子どもたちの健康で豊かな人間性を育てる場として設立された施設。
スポーツクラブ 21	P8	地域住民が気軽にスポーツや文化活動を楽しみ、交流を深める場所として、小学校区ごとに設置された住民の自己運営によるクラブ。
新版小学校社会科副読本「わたしたちの明石」	P8	小学校3・4年生の子どもが自分たちの住んでいる身近な地域や明石市について学び、理解を深めるための副読本。
健やかな体	P13	たくましく生きるための健康や体力を指す。
地場産物	P17	居住地域で生産・収穫・水揚された食材。本市においては兵庫県内で生産等された食材を想定している。
スクールソーシャルワーカー	P20	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、子どもたちの置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行

う有資格者。

【た行】

地域に学ぶトライやる・ウィーク	P4	全公立中学校・中等教育学校・特別支援学校中学部2年生を対象とした兵庫県教育委員会の施策で、思春期にある中学生に、時間的、空間的なゆとりを確保し、生徒の主体性を尊重した地域や自然の中での様々な社会体験活動を通して、「生きる力」の養成を図っている。
確かな学力	P5	基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。
特別支援教育指導員	P6	小・中学校の通常学級に在籍し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、学習指導等の充実を図るため、学校に配置している。
適応教室	P6	不登校の子どもたちの相談・指導を行い、学校生活への復帰を援助・支援するため、設置された教室。
多文化共生ボランティア	P6	外国人の子どもたちの学校生活を支援するボランティア。
地区青少年愛護協議会	P7	中学校区ごとに、地域、家庭、学校が連携し、青少年の健全育成や非行防止について協議し、活動をしている団体。
たなばたアワー	P7	幼児対象のプラネタリウムの投影。
通級指導	P18	小・中学校の通常学級に在籍する比較的軽度の障害をもった児童生徒に対して、各教科等は通常学級で指導を受けながら、障害に基づく種々の困難を改善・克服するための特別な指導を通級指導教室などの特別の指導の場で受ける教育の形態。
多文化共生サポーター派遣事業	P22	兵庫県教育委員会の施策で、教員と子どもたち及び保護者とのコミュニケーションの

円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期対応を促進するため、日本語指導が必要な外国人の子どもたちが在籍する公立学校に派遣している。

【な行】

日本語指導協力者 P6 日本語の理解が不十分な外国人の子どもたちに対し、学校生活に適応できるよう、日本語の指導等を行っている。

【は行】

ブックリスト(推薦図書リスト) P5 教職員や保育士が年代ごとに子どもたちに薦めたり、読んでほしい本をまとめた目録。

Hi, friends ! P5 平成 24 年 4 月より、全国の小学校に文部科学省著作物として配布された小学校外国語活動用のテキスト。

放課後子ども教室 P7 子どもたちに、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動などの居場所を提供している。

放課後児童クラブ P7 保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象として、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、各小学校に設置している。

発掘された明石の歴史展 P8 明石市内の発掘調査によって出土した資料を中心に取り上げ、そこから明らかにされた先人たちのくらしぶりを広く知ってもらう機会として開催している展覧会。

兵庫版 道徳教育副読本 P15 道徳教育の充実を図るため、兵庫県教育委員会が作成した副読本で、家庭においても活用できるよう個人配布されている。小学校 1・2 年用「こころはばたく」、3・4 年用「心きらめく」、5・6 年用「心ときめく」、中学生用「心かがやく」がある。

保育実践研究 P19 各園において、教職員が力量を高めることを目的として保育を行うとともに、その保

防災教育副読本	P21	育を見学し、保育について協議すること。 阪神・淡路大震災を経験した子どもたちの作文や東日本大震災の様子等を掲載し、災害の脅威を語り継ぐとともに、想定外の災害においても子どもたちが主体的に行動できる力を養うことを目的とした兵庫県の防災教育教材。
【ま行】		
みなくる(子ども図書館)	P7	子育て支援の一環として、子どもと保護者がゆっくりとしたひとときを過ごしたり、子育て中の保護者が気軽に集い、語り、交流する場として、また、子どもの身近に本のある環境づくりとして、平成 20 年 11 月にオープンした子ども図書館。
【や行】		
幼保共通カリキュラム	P4	幼稚園・保育所(園)・こども園の枠組みを越え、就学前教育・保育のさらなる充実を目指すため、0歳から就学までの子どもの教育・保育方針を一体的に示したもの。
豊かな心	P13	自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などを指す。
【ら行】		
ライフステージ	P5	人間の一生における年齢や成長に応じた段階。
【わ行】		
わくわくオーケストラ教室	P4	全公立中学校・中等教育学校・特別支援学校中学部1年生を対象とした兵庫県教育委員会の施策で、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操や感性を身に付けるため、県立芸術文化センターにおいて同センター管弦

わんわんパトロール

楽団による鑑賞講演を実施している。

P7 犬の散歩時間帯が子どもたちの登下校の時間帯と重なることから、愛犬と地域を散歩している飼い主の方に協力してもらい行っている、子どもの登下校時や下校後の見守り活動。